

平成26年9月2日

海事局外航課

## 米国海運関係当局と海運先進国当局間の政策対話（US-CSG会議）の開催結果について

- 8月26日（火）、27日（水）の両日、海運に関わる諸問題について、米国海運関係当局と海運先進国当局（CSG）間で話し合う2年に一度の政策対話（US-CSG会議）が米国・ワシントンD. C. において開催され、我が国から、田口昭門・海事局外航課海運渉外室長、斎藤英明・海事局海洋・環境政策課環境渉外室長及び在米国日本国大使館田口芳郎参事官が参加しました。
- 今次会合では、パナマ運河拡張問題、LNG 輸送に関わる問題及び船舶バラスト水規制を含む環境問題など、米国とも関係深い最新の海運問題について活発な議論や意見交換が行われました。
- 主要海運国の一つである我が国は、船舶バラスト水規制管理条約の未締結国に対して早期締結を働きかけるとともに、パナマ運河問題等に関する我が国の対応の紹介やLNG 輸送に関連する米国法案に対する動向等について、関係者の理解・協調を促すなど、各種審議に積極的に対応しました。（CSGの概要については、末尾の（注）参照）

日程：平成26年8月26日（火）、27日（水）

開催地：米国・ワシントンD. C.

参加者：米国（運輸省、沿岸警備隊、税関・国境警備局、連邦海事委員会、国務省、環境保護庁）  
16名

海運先進国当局（CSG）15ヶ国の海運当局等34名

（デンマーク（CSG議長国）、日本、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、スウェーデン、英国、欧州委員会（EC）、コットンクラブ（在米主要海運国アタッシェ会合））

海事関係団体等14名

（国際海運会議所（ICS）、アジア船主フォーラム（ASF）、各国船主協会（日本（欧州地区事務局）、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、フランス、リベリア）、世界海運評議会（WSC）等）

合計64名

US-CSG 会議の様子  
(2014年8月26日)

## 《主要議題と審議概要》

### ① 各国の海運政策動向

米国からは、近年増加傾向にあるギニア湾における海賊対策を中心とした海運政策全般についての説明、ドイツからは、自国海運業の強化政策の紹介があり、意見交換が行われました。

我が国からは、円滑な国際物流の要となるパナマ及びスエズ両運河を巡る日本の問題意識について意見を述べました。特に、パナマ運河については、2015年末に予定されている運河拡張工事後は、今後需要が伸びる米国からの液化天然ガス（LNG）の輸送ルートとして我が国のエネルギー安全保障上も極めて重要なインフラであると位置づけていることを紹介しました。更にこれに関連して、最近、米国議会において米国からのLNG輸送を米国籍船に担わせることを促す法案が上程されていることに触れ、同法案の内容が海運自由の原則に違背する恐れがあるとして、我が国の懸念を表明するとともに今後の法案の動向について情報提供を依頼しました。

これに対し米国から、パナマ運河拡張に伴う海運への影響等については調査を進めており、既に第一フェーズ（全部で4つのフェーズから構成）の調査報告書<sup>\*</sup>を公表していることの紹介がありました。この中で、パナマ運河の通航料金については、運航ルートの短絡化によるコスト削減分の相当部分が近年の値上げにより吸収されており、拡張後の新通航料金についても非常に強い関心を持ってきている、との発言がありました。また、LNG輸送関連法案については、カリフォルニア州出身の下院議員が中心となって、国際貿易に従事する米国籍船の拡充を含む国家安全保障の観点から、一つの政策オプションとして提案されたものと承知しているとの応答がなされました。

※下記ウェブサイト参照

[http://www.marad.dot.gov/documents/Panama Canal Phase 1 Report - 20Nov2013.pdf](http://www.marad.dot.gov/documents/Panama_Canal_Phase_1_Report_-_20Nov2013.pdf)

### ② 環境問題

カナダより、バラスト水規制に関して、船舶バラスト水規制管理条約の発効が迫っていることが説明されるとともに、米国のバラスト水地域規制について、バラスト水問題の国際的解決を目指す同条約との調和という観点から懸念がある旨意見表明がありました。我が国は、カナダの懸念を共有するとともに、同条約の締結に関する我が国における進捗状況(本年5月に国会承認。政省令制定後、同条約を締結予定)を説明し、米国を初めとする同条約未締結国の速やかな条約締結を促しました。

また、地球温暖化ガス（GHG）排出規制について、我が国より、国際海事機関（IMO）で実質議論が開始された燃費報告制度の審議状況等を説明し、CSG参加国の審議への一層の貢献が重要であることを指摘しました。

さらに、LNG燃料船に関して、ノルウェー等よりLNG燃料船の運航実績等について説明がありました。我が国からは、LNG燃料供給に関するガイドラインを作成したこと等を紹介するとともに、今後、他国とも連携してLNG燃料船の円滑な導入に向けて積極的に取り組んでいく旨を表明しました。



### ③ その他

ギリシアより、本年6月の欧州連合（EU）理事会において採択された「2018年までの海運戦略の中間レビュー及び2020年までの見通し」について報告がありました。この中で、この海運戦略の目的が、安全でクリーンかつ効率的な海運の促進であり、その中核にあるのが、世界市場における欧州海運の長期的な競争力及び海上輸送システムの21世紀の課題への適応であると紹介がありました。

これに対し、米国においても、運輸長官のイニシアティブにより、2045-50年を見据えた総合的な交通戦略を策定している旨の紹介がありました。人口が現在の3.7億人から4億人に増加し、輸出入貨物が90億トンから130億トンに飛躍的に増加することを見据えて、これをどのように効率的に捌くか、という観点から策定しているとの説明がありました。またこれと並行して、運輸省海事局においては、業界関係者の意見を踏まえて「国家海事戦略」を策定中であるが、これは有事も見据え、米国籍船・米国人船員を安定的に確保していくための戦略であるとの説明がありました。

また、ECからは、日本を含め現在各国と行われている自由貿易協定（FTA/EPA）の交渉状況等について概況説明がなされました。この中で、現在議論が進められているTiSA（Trade in Service Agreement: WTOにおける有志国間のサービス貿易協定）への新たな交渉参加国に関する情報交換も行われました。

このほか、カナダやノルウェーから、北極海域においては安全と環境保護が重要であるとする発言や、来年から北極評議会の議長国を務める米国のリーダーシップに対する期待が表明されました。

（注） ～CSGとは～

CSG（Consultative Shipping Group）は、海運自由の原則を目的としたOECD共通海運原則を遵守している国々の政策対話のためのグループとして、1962年に発足された海運主要国のフレームワーク（日本は翌1963年より参加）。

発足当時より、主に米国の国際海運に対する規制問題に如何に対処するかを検討するとともに、必要に応じ、特定国の国際海運に関する規制政策に関する申し入れや対話を通じて、自由で公正な競争条件の確立に向けた取り組みを行ってきた。近年は、海洋環境保護、航行安全、海賊問題等、海運に関する幅広い議題についても政策対話を行っている。

2年に一度、米国海運関係当局とCSG間の政策対話（US-CSG会議）を開催している。

CSGメンバー国：以下の18ヶ国の海運当局（局長～課長級）

デンマーク（議長、事務局）、日本、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、英国

連絡先：国土交通省海事局外航課海運渉外室

電話（代表）：03-5253-8111

（直通）：03-5253-8620

（FAX）：03-5253-1643

田口（内線43-361）、福原（内線43-354）

海洋・環境政策課 齋藤

（環境関係 内線43-921）